

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道メーター検針時に水道使用者に配布する「ご使用水量・料金のお知らせ」(以下「お知らせ票」という。)への有料広告物(以下「広告」という。)の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載場所)

第2条 広告を掲載できる場所はお知らせ票の裏面とする。

(広告の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗若しくは公共の福祉に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 消費者被害の未然防止の観点から、虚偽若しくは誇大な表現であるもの若しくはその疑いがあるもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- (4) 政治又は社会問題等について特定の主義主張を述べたもの
- (5) 特定の宗教、宗教的意図又は宗教活動に関するもの
- (6) 選挙に関するもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 特定の水道関連業者又は水道関連商品に関するもの
- (9) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (10) 広告の色若しくはデザインがお知らせ票表面の視認性を著しく低下させるもの又はそのおそれがあるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと岡山市水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認めるもの

(掲載期間及び募集期間)

第4条 広告の掲載期間及び募集期間は次のとおりとする。なお、募集期間は、各期別とも掲載初回月の8か月前から4か月間とする。

期別	掲載期間	募集期間
第1期	4月から7月まで	8月1日から11月末日まで
第2期	8月から11月まで	12月1日から翌年3月末日まで
第3期	12月から翌年3月まで	4月1日から7月末日まで

(広告料)

第5条 1期あたりの広告の掲載料金(以下「広告料」という。)は、次表に掲げる金額に、消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(以下「消費税相当額」という。)を加えた金額とする。

色数	金額
単色	200,000円
2色	220,000円
3色	240,000円

(広告料の特例)

第5条の2 第7条第2項ただし書きによる申込みの場合の広告料は、次表に掲げる金額に消費税相当額を加えた金額とする。

色数	金額	
	2期	3期
単色	320,000円	420,000円
2色	360,000円	480,000円
3色	400,000円	540,000円

2 次の各号のすべてに該当する場合は、前条及び前項の表に掲げる金額から20,000円を減額することができる。

- (1) 過去に広告の掲載契約を締結した者からの申込みで、かつ、掲載を希望する広告内容が、当該契約(以下「前回契約」という。)と同一又は第3条の基準による審査を要しない程度に類似していること。

(2) 前回契約が期間満了まで履行されたものであること。

(3) 前回契約により掲載した広告の募集期間終了後3年以内の申込みであること。

(募集方法)

第6条 管理者は、広告掲載希望者を岡山市水道局(以下「局」という。)ホームページ等への掲載及びその他適切な方法により募集するものとする。ただし、管理者の判断により募集を中断することができる。

(申込)

第7条 広告掲載希望者は、第4条に定める募集期間内に岡山市水道局有料広告掲載申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、原稿を添えて申込みを行うものとする。

2 申込みは4か月を1期とする。ただし、広告内容が同一である場合に限り連続する3期まで同時に申込みを行うことができる。

3 申込みを取り下げる場合は、岡山市水道局有料広告掲載申込取下届(様式第2号)を提出するものとする。ただし、契約締結後は、申込みを取り下げることができないものとする。

(審査委員会)

第8条 広告の掲載可否、掲載期間、広告料等を審査するため、岡山市水道局広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、次の各号の基準により前項の審査を行うものとする。

(1) 広告内容が第3条の基準に該当していないこと。

(2) 広告の掲載期間が適当であること。

(3) 広告料に関する規定の適用が適当であること。

(委員会の組織)

第9条 委員会は委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は総務部長とし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

3 委員は、企画総務課長、経営管理課長、営業課長及びお客様センター所長とする。

4 委員長は前項に定める委員のほか、審査する内容に関連する所管の課所長を臨時の委員として加えることができる。

5 委員会の事務を処理するため、事務局を営業課に置くものとする。

(会議)

第10条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は出席する委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、審査を行うため必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(報告)

第11条 委員長は、審議の結果を管理者に報告するものとする。

(決定)

第12条 管理者は、前条の報告に基づき、当該期別に掲載する広告を決定する。

2 管理者は、前項の決定をしたときは、結果を広告掲載希望者に通知し、当該掲載期間の広告募集を締め切るものとする。

(契約)

第13条 管理者と前条の通知を受けた広告掲載希望者は、契約書により契約を締結する。

2 契約締結後、広告主(前項の契約を締結した者をいう。)は、第5条又は第5条の2の規定による広告料を管理者の請求を受けた日から14日以内に支払うものとする。

(履行報告)

第14条 管理者は、広告掲載期間中のお知らせ票配布枚数を広告主に報告する。

(広告掲載の中止)

第15条 広告主は、契約締結後において、広告の掲載を中止することはできない。

(契約の解除等)

第16条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 広告主が第5条又は第5条の2の規定による広告料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 広告主が法令等に違反したとき。

(3) 申込みの内容に虚偽が認められたとき。

(4) 広告主が局の信用を失墜するような行為を行ったとき。

(5) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(6) 局の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項の規定(第6号を除く。)により契約を解除した場合において、広告主が損害を受けることがあっても、管理者はその責を負わない。

3 管理者は、第1項の規定(第6号を除く。)により契約を解除した場合において、契約解除の理由が広告主の責めによるものであるときは、広告主に対してその解除により生じた損害の賠償を求めることができる。この場合において、その損害の賠償額は、管理者と広告主とが協議して定めるものとする。

4 管理者が第1項第6号の規定により契約を解除した場合において、広告主が損害を受けた場合の賠償額は、管理者と広告主とが協議して定めるものとする。

(広告料の還付)

第17条 納入された広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載されないときは、この限りではない。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、掲載された広告についての一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告掲載の付記事項等)

第19条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として、民間事業者の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関することその他の必要な事項を注記するものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年市水道局訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年市水道局訓令第8号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年市水道局訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年市水道局訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年市水道局訓令第37号)

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成25年市水道局訓令第10号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年市水道局訓令第4号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年市水道局訓令第1号)

この訓令は、平成29年2月1日から施行する。

附 則(平成30年市水道局訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年市水道局訓令第5号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年市水道局訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

様式第1号(第7条関係)

岡山市水道局有料広告掲載申込書

年　月　日

岡山市水道事業管理者様

住所

氏名

担当者

岡山市水道局有料広告掲載取扱要綱第3条の基準には該当しないので、第7条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

1 印刷の種類

- ① 単色
- ② 2色
- ③ 3色

2 広告の主な内容

3 広告原稿 別紙のとおり

4 広告掲載期間 年　月～　年　月　(　期分)

5 業種

6 添付書類

- ・ 事業者の方は、当該事業の概要がわかる書類
- ・ 資格又は免許を必要とする業種においては、それを証明する書類の写し

様式第2号(第7条関係)

様式第2号(第7条関係)

岡山市水道局有料広告掲載申込取下届

年 月 日

岡山市水道事業管理者 様

岡山市水道局有料広告掲載取扱要綱第7条第3項の規定に基づき、広告掲載の申込みを取り下げます。

住 所

氏 名

連絡先

掲載期間 年 月～ 年 月 (期分)

取下げ理由